

入 札 説 明 書

令和 7 年度監査支援及び現地事務局調査業務（その 1）に係る入札公告（令和 7 年 8 月 8 日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 7 年 8 月 8 日

2 契約担当者

京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府監査委員事務局監査第一課

電話番号 (075) 414-5601

ファクシミリ番号 (075) 414-5609

メールアドレス kansal@pref.kyoto.lg.jp

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度監査支援及び現地事務局調査業務（その 1） 一式

(2) 業務の仕様

別添「令和 7 年度監査支援及び現地事務局調査業務（その 1）仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 成果品の納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府監査委員事務局監査第一課

5 質問の受付・回答

仕様書に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

（詳細は別記「質問・回答について」のとおり）

(1) 質疑書に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリ又は電子メールにより、3 へ提出すること。（郵送又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 受付期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時まで

(3) 回答については、以下の期日までに京都府監査委員事務局ホームページに掲載する。

令和 7 年 8 月 22 日（金）

6 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実が無くなった日から 2 年を経過しない者を含む。）

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 4 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有する者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
 - エ 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 1 条の 3 第 3 項に規定する監査法人、同法第 43 条第 1 項に規定する日本公認会計士協会に登録された公認会計士若しくは公認会計士を雇用する法人
 - オ 令和 2 年度から 6 年度までの期間において、地方公共団体が発注した地方自治法第 199 条第 7 項に基づく財政的援助団体等監査業務又は同法第 252 条の 27 に基づく外部監査業務を履行した実績を有する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

公告開始日から令和7年8月18日（月）まで

(2) 提出場所

京都府監査委員事務局監査第一課

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に提出場所に必着させること。

(4) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

なお、申請者が京都府の作成する令和7・8・9年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」又は「指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている場合は、競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することで、アからウ及びキの資料に代えることができる。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあっては日本公認会計士協会が発行する公認会計士登録証明書

イ 京都府内に事業所を設置する者にあっては京都府が発行する府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書（別記第3号様式）

オ 公認会計士経歴書（別記第4号様式）

カ 事業実績調書（別記第5号様式）

キ 法人にあっては直前2営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては直前2営業年度の所得税の確定申告書の写し

ク 取引使用印鑑届（別記第6号様式）

ケ 権限を事務所長等に委任する場合には、委任状（別記第7号様式）

コ 誓約書（別記第8号様式）

(5) 資料等の提出

申請書を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、令和7年度監査支援及び現地事務局調査業務（その1）の一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書（別記第 9 号様式）で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

12 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第 10 号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。ただし、資格審査の結果、「資格がない」と認定された後において変更があったときは、この限りでない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

13 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからウまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6 に該当する者又は 7 に掲げる条件を満たさない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる」と知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が法人を設立したときは、その法人

イ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

ウ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1) により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第 11 号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2) により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書（別記第 12 号様式）で通知する。

14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3 年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に

関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書（別記第 13 号様式）で通知する。

15 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 10 時

イ 場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁 2 号館 1 階 監査委員事務局監査室

(2) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和 7 年度監査支援及び現地事務局調査業務（その 1）に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を全て封印すること。

なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札執行回数は 2 回までとする。

カ その一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別記第 14 号様式）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更、又は取消しをすることができない。

- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札
ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (9) 再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、速やかに再度入札を行う。
なお、入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。
- (10) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。
ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
ウ 委任状を持参しない代理人による入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
ケ その他入札条件に違反した入札
- (11) 落札者の決定方法
ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入

札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

17 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

18 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。また、契約保証金の納付は、規則第160条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その担保の提供をもって代えることができるものとする。

19 契約書作成の要否
要する。(別添契約書案により作成するものとする。)

20 その他

- (1) 1から19までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。